

登録事業者を募集します！

## 岬町産前産後ヘルパー派遣業務



岬町では、産前または産後に家事や育児を行う事が困難な世帯にヘルパーを派遣し支援を行う岬町産前産後ヘルパー派遣事業の実施にあたり、登録事業者を募集します。

### 申請資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 岬町・阪南市・和歌山市内に活動拠点となる事業所があり、利用者の派遣要望に応えることのできるスタッフ（派遣ヘルパー）を有するなど、本事業の適切な運営が確保できると認められる介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は同等の援助が提供できること。（\*）  
\*「同等の援助が提供できる者」とは、複数名で構成され他団体で、構成員（代表者含む）の中に、サービス利用者の居宅において、家事又は育児のサービス提供の実績がある者がおり、サービス利用者の居宅において、家事又は育児サービス提供が可能であると町長が認める者としてします。
- (2) 母子保健に理解と熱意を有し、事業目的を十分理解していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第164条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 要綱及び仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できること。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税及び町税を滞納していないこと。

### 登録事業者の審査等

町は、提出された書類に基づき、審査を行います。必要に応じてヒアリング又は実施調査を行い、事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として登録するとともに、審査結果について書面で通知します。

### 提出書類

- (1) 岬町産前産後ヘルパー派遣事業登録事業者申請書（様式1）
- (2) 岬町産前産後ヘルパー派遣事業実施計画書（様式2）

### 申請書等の提出方法

- (1) 提出期間 令和3年8月末  
\* 提出期間後も随時登録を受け付けます。

- (2) 提出先 〒599-0311  
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川 2424 番地の3  
岬町立保健センター
- (3) 提出方法 直接持参により提出してください。
- (4) 問合せ先 岬町立保健センター  
電 話：072-492-2424  
FAX：072-492-2433

#### その他

- (1) 提出書類は審査結果にかかわらず返却しません。なお、不登録となった場合においても町で定めた保存期限終了後、町の責において全て処分するものとし、本事業以外に使用しません。
- (2) 提出書類の作成等、申請に要する費用は、すべて申請事業者の負担とします。
- (3) 当該募集は、あくまで事業者の募集を行うもので、登録されても登録期間内に必ず契約を約束するものではありません。

\*詳細は、岬町産前産後ヘルパー派遣事業登録事業者募集要領をご確認ください。  
登録事業者募集に係る関係書類は、岬町ホームページからダウンロードしていただけます。